

第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

第1章 基本的な考え方

●計画策定の趣旨

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられること、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするために、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する

●計画の位置づけ

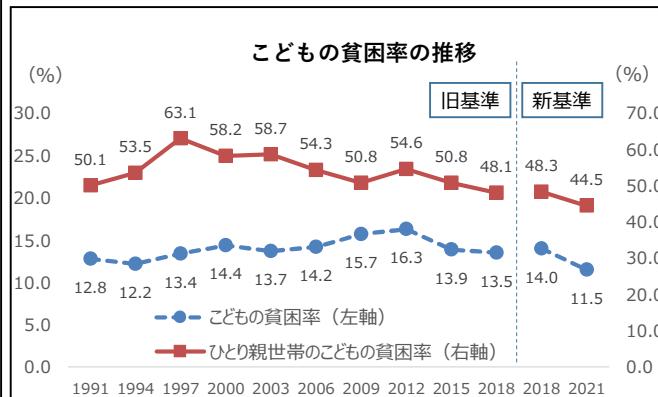
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画

●計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

第2章 子どもの貧困の現状と前期計画の評価（我が国における子どもの貧困率、就学援助等の状況、前期計画の指標・目標の評価）

●我が国における子どもの貧困の状況



厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022年）

子どもの貧困率

11.5%

子どもの9人に1人



ひとり親世帯の
子どもの貧困率

44.5%

ひとり親世帯の
子どもの2人に1人



子どもの貧困率の代替指標として 就学援助率の推移を注視していく

本県の子どもの貧困の状況を捉える目安とする

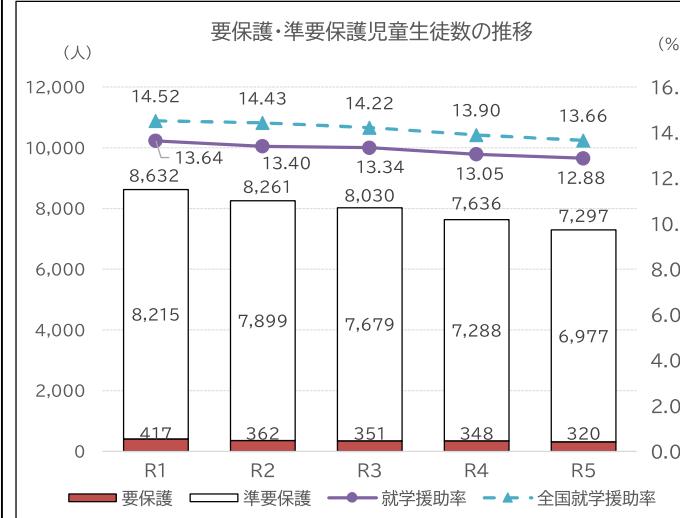
▶ 就学援助制度（小学校・中学校）

経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を援助する

【援助対象】

- ・要保護児童生徒・・・生活保護世帯
- ・準要保護児童生徒・・・要保護世帯に準ずる世帯

●本県における就学援助等の状況



●第2次計画(R3年度～R7年度)の指標・目標の評価

指 標	目 標	直近値	評価	
1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	一般世帯の進学率との格差を縮小	4.3pt 縮小	達成	
2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	一般世帯の中退率との格差を縮小	0.7pt 縮小	達成	
3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	一般世帯の進学率との格差を縮小	0.8pt 縮小	達成	
4 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	本人の意向に配慮しつつ全員の進学を目指す	100.0%	達成	
5 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	一般世帯の進学率との格差を縮小	20.1pt 縮小	達成	
6 母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	増加を目指す	5.5pt 上昇	達成	
7 年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合		20.0%	31.8%	達成
8 子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体等がある市町村数	25市町村	19市町村	未達成	

第2次計画の成果を継承しつつ、法改正の趣旨を踏まえ、子どもの現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを旨とする、切れ目のない支援を推進する。

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

▶課題① 貧困の状態にある子どもの発見の難しさ

周囲に知られたくないという思いや、貧困状態にあるという自覚がないために、自ら助けを求めるケースが多く、その発見が難しい。

▶課題② 支援体制の地域差

市町村における取組や民間団体による支援活動の状況により、居住地によって受けられる支援に差がある。

計画の目指す姿・基本理念

地域や社会全体で貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るという認識のもと、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されない社会の実現

推進上の基本的な視点

子どもの貧困を地域や社会全体で解決するという認識のもと、行政機関や学校、地域住民、民間団体など関係機関が連携して、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を強化しつつ、重点施策に取り組む

指標・目標

指標	目標	直近値
1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	一般世帯の進学率との格差を縮小	0.6pt
2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	一般世帯の中退率との格差を縮小	2.2pt
3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	一般世帯の進学率との格差を縮小	36.0pt
4 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	本人の意向に配慮しつつ全員の進学を目指す	100.0%
5 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	一般世帯の進学率との格差を縮小	18.9pt
6 母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	増加を目指す	59.5%
7 年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合	38.4%	31.8%
8 子どもの貧困解消対策を実施する支援団体等の新規設置数	毎年度5団体増加を目指す	3団体(R6)

※指標1、2、3、5については、母数が少ないため、前5年間の平均値とする

第4章 重点施策と具体的な取組

1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- (2) 学校を貧困解消対策のプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 特に配慮を要する子どもへの支援
- (6) 教育費負担の軽減
- (7) 地域における学習支援

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設退所者等に関する支援
- (7) 支援体制の強化

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援

4 経済的支援

- (1) 生活保護制度や各種手当制度等の着実な実施
- (2) 養育費確保

5 民間の団体の活動の支援

- ・ネットワーク形成の推進と連携の強化
- ・団体の立ち上げ及び持続可能な運営の支援
- ・団体の活動を通じた県民の理解促進と支援の輪の拡大

■ 今後のスケジュール

- ・令和7年12月 パブリックコメントの実施
- ・令和8年 2月 第3回策定委員会の開催
- ・令和8年 3月 福祉環境委員会への説明（令和8年2月議会）
- ・令和8年 3月 計画の策定、公表